

「クリーニング師免許証の再交付」＜審査基準＞

○クリーニング業法施行令(昭和二十八年八月三十一日政令第二百三十三号)

(免許証)

第一条 都道府県知事は、クリーニング業法第六条の規定によりクリーニング師の免許を与えたときは、厚生労働省令で定める様式によるクリーニング師免許証を免許を受けた者に交付しなければならない。

2 都道府県知事は、免許証の記載事項に変更を生じたクリーニング師から免許証の訂正の申請があつたときは、免許証を訂正して交付しなければならない。

3 都道府県知事は、免許証を亡失し、又はき損したクリーニング師から免許証の再交付の申請があつたときは、免許証を交付しなければならない。

○クリーニング業法施行規則(昭和二十五年七月一日厚生省令第三十五号)

(免許証の再交付)

第六条 クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、その旨を書き、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。

2 前項の規定によつて、免許証の再交付を申請した後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

○クリーニング業法施行細則(昭和二十五年八月十九日規則第五十四号)

第六条 規則第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請は、クリーニング師免許証再交付申請書(様式第七)によらなければならない。